

8 森政第 70 号
令和 8 年（2026 年）4 月 30 日

森林づくり推進課長
信州の木活用課長 様
各地域振興局林務課長

森林政策課長

工事価格に占める法定福利費の割合について（通知）

法定福利費の適正な支払いのための取組として、令和 6 年 4 月 5 日付け 6 森政第 17 号により通知しているところですが、林野庁から別添「工事価格に占める法定福利費の割合について（令和 8 年 3 月 27 日付け事務連絡）」により林野庁直轄事業における法定福利費の割合が変更されたことに伴い、法定福利費率を下記のとおり改正します。

なお、地域振興局林務課におかれましては、貴職管内市町村へ御周知をお願いします。

記

1 主な改正内容

別紙「法定福利費の割合」のとおり。

2 設計積算システムへの配信日

令和 8 年 5 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。

（問合せ先）

担 当：森林政策課 指導担当 萩原、百木

電 話：026-235-7265

防災電話：8-231-3226

電子メール：rinsei@pref.nagano.lg.jp

別紙

法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.59
河川・道路構造物工事	3.31
治山・地すべり工事	3.75
海岸工事	3.12
森林整備 A	3.73
森林整備 B	
県営林森林整備	
道路工事	3.37
鋼橋架設工事	2.61
PC 橋工事	3.48
舗装工事	3.56
公園工事	3.73
橋梁保全工事	3.68
道路維持工事	4.29
トンネル工事	4.33